

## 妊婦健診の公費負担の拡充を求める意見書

本格的な少子高齢社会を迎えた日本において、これからは、今まで以上に子どもに配慮した施策を永続的に実施し続けた方が少子化の抑制に資することは、もはや自明のことである。

その一環として、「妊婦健診の公費負担の拡充について」を決定した政府の方針を受け、町田市では、平成21年から妊婦健診の回数を14回にて実施している。

この14回という回数は、平成19年1月16日付、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」を踏まえてのものとする。

これを受けて町田市は、それまで妊婦健診は5回であったが、14回に変更したため、増やした9回分のうち、その2分の1にあたる1億5百77万9千円の国庫補助金を平成21年度及び22年度に受けることとなった。

しかしながら、普通交付税不交付団体である町田市においては、同補助金を平成22年度までしか受けられず、平成23年度以降も妊婦健診14回を維持した場合、14回分の全額を町田市が負担することとなる。

よって、町田市議会は、国に対し、平成23年度以降も、従前通りの妊婦健診を国庫より受けられるよう、下記の事項の実現を強く求めるものである。

### 記

1. 平成23年度以降においても、妊婦健診の国庫補助を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。